



海の日の白鳥大橋(室蘭市)

平成12年7月25日発行 第239号 隔月1回25日発行

ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2000年7月
No.239

〈 ホームページアドレス=<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosey> 〉
〈 メールアドレス=gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉

次 I N D E X

ホームページコーナー	2
〈ビッグ対談〉	3~9
「異質化する」北海学園北見大学商学部 北海学園大学経済学部 教授 阿座上 洋吉 北海道行政書士会 会長 佐藤 良雄	
本会の動き	10~11
他支部の動向	12~14
電腦行政書士通信	15
「ひと」室蘭支部 業務部次長 土井 伸	16~18
新入会員紹介レポート	19
お知らせコーナー	20~22
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	23
忙中閑有	24

〈ホームページコーナー〉

皆さん、こんにちは。仕事にプライベートにインターネットを活用されておりますでしょうか。NTTの定額接続サービスである「IP接続サービス」が当初の予定からピッチを上げ、全国に拡大する模様で、近いうちにインターネット常時接続が可能になります。そうなりますと益々インターネットをツールとして利用する機会が増えてくるものと思われます。携帯電話からもインターネットが利用できるようになり、利用人口は2000万人を超えたともいわれておりますが、ネットワークの急速な拡大には驚くばかりです。

さて、北海道会のホームページも、少しでも会員の皆さんのお役に立てるよう、努力を続けております。

業務関連の情報ページもリニューアルし、省庁別又その他の分野についても検索をしやすくしております。最新の情報についてわかりやすくするために、新規掲載分と前回掲載分の項目を設けま

した。また、介護保険に関するリンクのページも設けております。

更に、「行政書士になろう」のページでは平成12年度の行政書士試験の実施についてご案内しております。こちらもぜひご覧になっていただきたいと思います。

また今回、全国の単位会支部のホームページにもリンクをさせていただきました。

現在、17の単位会支部を登録させていただいておりますが、それぞれ独自性を出しながら情報提供をされております。皆さんの支部でもホームページを開設しませんか？

今後とも楽しく役に立つホームページを目指し頑張りますので、宜しくお願いいたします。

[ホームページ担当 佐藤文則]

北海道行政書士会 会員メニュー

☆ご案内☆

- ◇本会コーナー
(本会からの連絡事項があります)
- ◇事務局からのお知らせ
(事務局の地図も楽しみ)
- ◇業務関連情報up!
(官公庁等と業務の情報をチェック)
- ◇協力任意会のご案内
- ◇各部所管事項
(相談と各所の所管事項)

■クイックリンク
(皆さんがいつも使っている
サイトを教えてください)

- ★国立国会図書館
- ★インターネットタウンページ
- 辞典・辞書コーナー
- ★eoo 大辞林 国語辞典
- ★読売新聞21 辞典 (時事用語)
- ★asahi.com 経済キーワード
- ★産経新聞略語集
- ★会計用語辞典
- ★簿記用語辞典
- ★インターネット略語辞典
- ★コンピュータ用語辞典
- ★不明略語辞典 (略語)
- ★情報・通信辞典(PC関連)
- ★翻訳・辞書・用語
- ★法庫 (法律文庫)
- ★日経新聞金融用語解説
- ★地方公共団体の住所一覧

～更新履歴～

7月13日 業務関連情報に項目を追加。
7月6日 今後の予定を更新。
7月3日 業務関連情報に項目を追加。
6月26日 今後の予定を更新。
6月19日 会員メニュー デザイン変更。
6月12日 業務関連情報に項目を追加。
6月5日 今後の予定を更新。
6月29日 業務関連情報に項目を追加。

7月6日(木) 記念誌委員会 13:00～ 本会
7月7日(金) 金曜編纂委員会 14:30～ 本会
7月11日(火) 業務部会 10:00～15:00 本会
7月11日(火) 常任理事会 16:00～19:00 本会
7月12日(水) 登録調査委員会 15:00～ 本会
7月13日(木) 広報部会 13:00～17:00 本会
7月13日(木) 行政相談 10:00～16:00 西武
(7月6日更新)

**業務関連の
情報ページ**

ここでは、業務に関連する情報を随時みなさんに提供していきます。
このページには各項目の最新のものが掲載されています。
また、業務に有用な情報がありましたら、ぜひご連絡ください。

「社団法人経済同友会」
司法制度改革審議会に参画(第2次)
わが国司法の人的・物的・財政的の3次元と具体策
～「成長・発展型」憲法改正の議論～(2008年7月5日発表)
<http://www.doyukai.or.jp/database/teigen/000705.htm>

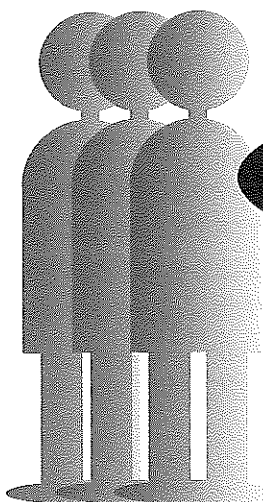
「全国建設関係行政書士協議会」
<http://kenyokyo.office-server.co.jp/>
平成13、14年度インターネット一元受付の実施について(PDF:207KByte)
平成13、14年度国土交通省地方整備局等に係る資格審査について(PDF:90KByte)

「ケンセツクラブ」
建設業界の活性化、及び業界内のコミュニケーション
スペースの提供を目的として設立した会員制クラブです。
何らかの形で建設業に携わる方であれば、どなたでも会員になれます。
会員の方には様々なサービスをご提供。只今登録無料
<http://www.kensetsu21.com/>

【社団法人テレコムサービス協会】

- 新規・成長分野雇用創出特別奨励金の拡充
- 地方公共団体における個人認証基盤の在り方について(PDF版)
- 郵便インターネットホームサービスの実証実験、第2回モニター募集

★お役立ちリンク情報



『異質化する』

北海学園北見大学商学部
北海学園大学経済学部
教授

阿座上 洋吉
(写真 右)

北海道行政書士会
会長

佐藤 良雄
(写真 左)



会長 今日はお忙しいところ、ありがとうございます。建設業の関係では随分と行政書士会がお世話になっております。今日のテーマは最近、先生が士業の未来ということでお考えになっていること等お聞かせ願えればと考えております。

阿座上氏 よろしく申し上げます。最近、北海道行政書士会の北見支部で研修会を開きまして、そこでお話したこと、日本社会の変化とか世界情勢の変化によって士業がどういうふうに変化してきているのかということを中心に話をしたいと思います。まず、最近随分と話題になっている、IT革命が行政書士会にどういう影響を与えるかということですが。

会長 非常に興味のあるところですね。

阿座上氏 通産局の政策事態も変わりましたから。今までというのは、保護政策という考え方が非常に強かったのですが、最近は新しい支援の仕方に変わってきていると思います。

保護というのは向こうから来て色々やってくれる訳ですが、支援というのはこういう事をしたいの

だけれども何かいい方法はないだろうかという時に、その企画がいいとか、経済に非常にいい影響を与えるという、そういう視点の所にはどんどんバックアップしていきますよということです。

ですから、黙っている人には何のアクセスも無いわけですね。昔は役所側がこうしたほうがいいですよなどと手取り足取りアドバイスがあって、こんな政策もありますよというPRもしたし、まわりからのお膳立ての保護政策というのがじわじわ浸透してくるようなシステムでした。今そういうのが全くゼロです。

日本全体がその転換期に来ている事は間違い無いですね。積極的に国は変えようとしています。

会長 そうですね。私達も、行政の方とお話する機会があって、全省庁がそうだとは言いませんが、いわゆる出る杭を伸ばそうという政策が基本的に取り入れられて来ているという気はしています。

例えば6月26日にオープンした「ビズカフェ」は、札幌駅の北口に集積しているインターネットなどの研究開発型企業の起業家を中心となって立ち上げた、情報交換の場としてのカフェレストランです。

ビッグ対談『異質化する』



しかし「ビズカフェ」を作りたいと彼らが言うと、通産局が中心になって行政側のとりまとめをしてくれたり、雇用が発生すると言えばその雇用に関する助成金を提案してくれたり、何かをやりたいという所に積極的に関与してくれています。

阿座上氏　そういう日本全体の転換期に対して確かに行政書士会の対応がどういう方向になっているかということです。

実は先週、とある商店街の組織で全国大会のテーマをどうするか？と議論していたのですが、都市計画の問題もあるしIT革命の問題もあるし、もういろいろありますよね。みんなで議論したわけですがテーマが決まらないのです。大きすぎて。一つ一つが大きなテーマですから全部これ研究会でやっていかなければならない。っていうことが結論で結局は何も結論が出なかった。

これが、まさにこの時代を反映していると思うのですが、それほどひとつのテーマを絞り込んでも色々なことが関係してくる。たとえばIT革命の問題をとっても札幌駅の北口グループのIT関連企業だけがIT革命だと皆さん思っているようですけど全然そうではないですね。

会長　といいますと。

阿座上氏　全産業がですね、構造変化するということです。東京の出版社の例を挙げますと日本の10番目以内くらいに入る大きな出版社が、今年度創業以来の莫大な利益を上げているのです。

出版社は近年、どこも大変な厳しい状況にある。では、なぜ？といったらIT革命。IT革命と言っても別に取り立ててすごいシステムを開発したわけではない。ただ単純にインターネットで下請けを募集した。印刷屋さんのコストを半分に落とすということをインターネットで募集したわけです。つまりIT革命ということの中で、専門的なことはプロに任せてかまわないのです。肝心なことはその技術がどういう側面で全産業に影響を与えるかということがポイントです。

これは社会学的な整理なのです。つまり、IT革命という言葉は日経新聞によって毎日何十と載るわけですが、皆さん、本当のIT革命の恐ろしさみたいなことをまだわかっていないのです。自分だけは関係ないと思っている。札幌駅北口の彼らだけがIT革命だとしかとらえてえない訳です。

そうではなく個人の生活から、大学や、全ての産業が、全ての生活がIT革命の影響を受けるという、受けた結果がどういうふうになっていくかという社会学的な因果関係が今一番大事なのに、そこの一番肝心な部分が抜けていると考えます。ですから、因果関係論的に今のIT革命が行政書士会にどんな影響をもたらすかということを重点的に考えるべきだと思います。

最近、士業の形態の変化がよく新聞の記事でも目に付きますが、私は行政書士会も一変する可能性があると思います。

会長　私もそう感じています。

阿座上氏　存在価値が無くなるという意味ではなく、中身のサービスの仕方が変わってくると思います。そういう議論は内部ではないですか？

会長　我々は、この分野に関しては他の士業から比べると、進んでいると認識しています。いわゆる許認可、特に建設省における建設業の大臣許可申請等はいわゆる電子申請で、インターネットを利用しています。我々もペーパーレスの世界に直面している訳ですが、もうその技術に熟達をしていないと仕事をとれないと感じます。

しかし、システムは一般の会社でも申請ができるようにどんどん簡素化すると思うので今度はその申

ビッグ対談『異質化する』

請書類を作るということではなく、申請書類を作る前の色々な提案やアドバイスなどで機能化していき、その結果、付随的に申請業務という形態になるという、業務の主体が逆転をするような仕事の仕方ができないと我々としては生き残れないだろうなと思います。

阿座上氏 つまり、そのIT革命というのはどういうふうに全産業に影響するかというと、電子化して合理化するという事に対してべらぼうにコストが下がることなのです。

しかし、逆に今のところまだみんなコストアップになっているわけですね。それ自体が間違っているわけですよ。本当はコストが下がらなければならないのです。自分ではやれないから人を雇ったりすることで逆にコストアップになっている。それが、これからは電子化されるということは人的作業の部分が無くなってくると本当にコストが下がるということが判ってきました。そうするとそこで全業種についてIT革命が浸透してくると、相当失業者が出ると言われています。しかし、失業者が出るけど他の新しい産業が出てくるからその人達を吸収するという議論は、もちろんその通りなのです。

それともう一つは、そういうデジタル革命に対して、人間デジタルだけで生きられるかということ、そうではなくて、逆に非常にアナログ的な部分が大事になってくる。ですから、サービス業などについて人類はますますその情緒的な色濃い人的サービスを求め出すだろうと考えます。

そういう傾向を見ると、結果的には人的サービスでのビジネスチャンスがたくさんIT革命によって出てくる。ということは、つまり中間が無くなるだけなのです。そのどうでもいいような仕事がどんどん今消えている最中ですよ。

会長 そうですね。

阿座上氏 ですから、いかにどうでもよかった仕事は今まで雑用として有ったかという事になる。それが消えていくだけです。仕事が二極分化するという事なのです。単純には。そういう意味では、かけ離れていくIT革命の部分がどうも想像以上ですね。スピードが。それを、みんな気が付いていないだけじゃないかと思うんですけどね。



つまり、書類の中で、我々、例えば経理をやる時には、経理上大革命が実はあるのです。それはどういうことかと申しますと金額というのはこれは会計学では「会計公準」と言いますが、「公準」＝「おおよけのじゅんずる」という言葉、これは前提と訳します。会計を処理する前提。その中に貨幣評価の公準というのがあるのです。

つまり貨幣で書くから帳簿が書けるのです。貨幣で書かないとだめ。そうすると、大根買ってきたら大根一本って書かなきゃいけない訳ですから。大根一本って書いてあったって、そんな価値がわかりませんから、帳簿に付けようがないでしょう？

それで貨幣というものを人類が使い出してはじめて、帳簿っていうのが書けるのであって、その貨幣評価によって経営をずーっとしてきたんです。これを貨幣評価の公準という。貨幣という評価が無かったら帳簿が無くて帳簿が無かったら経営ができなかったのですよ。

つまり、大企業っていうのが生まれなかったですね。それで貨幣評価がいかに大事か、しかし、それに変わる物がデジタルなのです。このデジタルは言語で、このデジタル言語というのは世界共通言語なのです。

しかも、貨幣公準よりもっとすごいのは、これを使うとデザインであろうが音楽であろうが全てが、0と1という言語でもって世界中のことが全部できるということなのです。この言語は。ですから本当の可能性はまだ見えていないのです。無限大の可能性を秘めていまして、その規模がどのくらいかわか

ビッグ対談『異質化する』

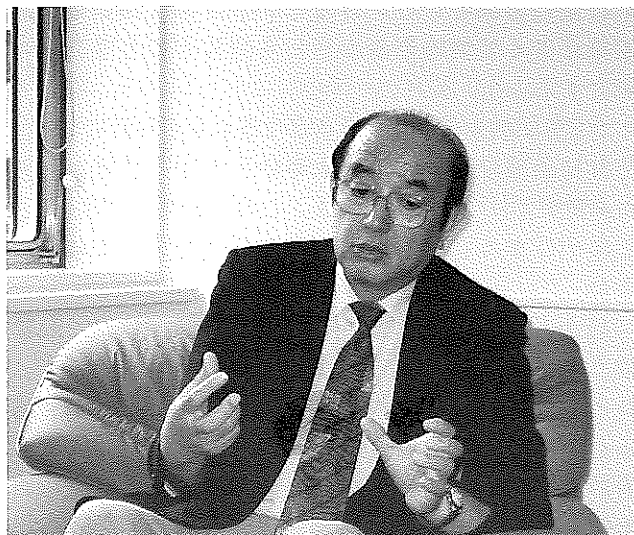
らないのですね。それはある意味で恐ろしいことなのです。今その入り口に立っているだけでそれが始まったばかりですからどんどんこれから浸透してくると、あらゆる職業に大きな影響を与えるのは必至なわけです。

しかし行政書士会であろうが教員であろうがどんな職業もまだ過去のアナログ時代のものを引きずっていきまして、この言語の影響はまだ1%もっていないと思うでしょう。そうするとその1%の部分が10%になったとき、これはもう革命なんてもんじゃないくらいある意味で大混乱が起きるくらい大きな影響を与えると思うのですよ。

そういうものをすべてひっくるめて「IT革命」と言うのですが、みなさんは「IT革命」というのは、ただその技術的なところにだけ目を向いていて、社会学的な大変換のほうにまだ目が向いていない。それは世界共通言語で「公準」という考え方がまだないから。

会長 確かに仕事のやり方…それからその仕事のやり方というよりも社会の秩序とかルール自体が大幅に変わってきていますよね。

阿座上氏 そうですね。だって芸術的なこと、音楽から、絵から、全部デジタル信号になるっていうことが考えられなかった訳ですから。全てがそれ共通言語としてできるっていうことは、もう、人類がはじめて手にした事でしょう？人類がはじめて手にしたことが、どんな形になって世の中で一般化してく



るかということ、それは今始まったばかりだからまだ見えないわけでしょう。

会長 まだよく見えないですね。

阿座上氏 今見えていることなんていうのは、今まで人間が作業としてやってきた事をただ置き換えているだけです。あれはただの置き換えだけなんです。新しいものは一つもないですね。今の段階で。しかし、これからは、それが置き換えて日用化する中から生まれる。今まで想像できなかった問題がこれからどんどん出てくるわけですから、それが大変恐ろしいと思う。既成概念が完全に無くなってしまふ。

というより、今までのその既成概念がむしろ邪魔になるという時代になるのでしょうか。そういう兆しがいっぱい出てきています。

会長 先ほどの雑誌社のお話にもあったとおり、逆オークション制度ですね。オークションっていうのは基本的に高くせっていった一番高い人がそれを落札する。業務を発注する場合にはその業務の性質、内容、ボリュームや、その求められる質までを提示してこの業務をいくらでやってくれるか？ということを経営して値段が下がっていく。

これはインターネットの中でこそそういったことができるという革命的な訳で、既存の発注ルートがゼロになるのですからすごいことですよ。

阿座上氏 もう大手、東京あたり大手ゼネコンが、スーパーゼネコンがね下請けをインターネットで募集しているのですよ。

会長 そうなんですね。固定客という概念が極小化だと思います。例えば我々の仕事だと「会社の設立」をしたい人達がどこかの地区で会社をつくりたい、資本金がいくらで、どのくらいの規模だということをお客さんがインターネットで発注する訳ですよ。そこでA先生は30万、向こうの事務所は25万と、こっちから10万円などという情報が飛んでくると思うのです。

ということは今度マーケットの問題です。我々は事務所一つという制限がある訳ですが、私達の事務所は北海道であって、東京に出せる訳ではないのです

ビッグ対談『異質化する』

が、マーケットは全国にひろがります。

そうすると、もっとも安く質のいい業務の提供をできるかの勝負ですね。完全にそこはローコストオペレーションができるかどうかという世界か、又は非常に高い品質が必要であるという世界かどちらか選択しないといけない。どちらにしてもクオリティーと競争力がテーマにあって、法人化というのはどの士業も検討されています。

弁理士会が既に法律を通りまして、法人化が可能になりました。いわゆる特許法人なのですが、弁護士さんが来年の春の国会を目途としているようです。そうなりますと基本的にはコストを落として大量に処理するという方向性に向かう事務所と、それからうんと付加価値を上げてコンサルティングを行っていかれる事務所と二極分化されていくだろうと考えます。かつ、総合事務所化という方向を組み合わせる選択肢も出てくると考えられますね。

阿座上氏 規制緩和の思想はつまり、ユーザー側から見るとね不便だということですね。

昔、流通業の段階で、私達、子供の時はそうだったのですが、材料別専門店というのがありました。昔は私が子供のときなど、車なんて無かった。みんな馬だったのです。その時にズボンのバンドとか馬の手綱だとか鞍だとかそういうもの売っている店がありました。

草屋さんっていう専門店。馬のものも人間のものも売っている店が一緒だったのです。皮という素材にあわせる。だから丸井今井デパートの向かいにある瀬戸物屋に昔、私が母親に連れていかれて行かれたときに茶碗の横にトイレの金隠しが一緒に売っているんです。素材が同じだから。産地が同じだからと言って。(笑) そんなばかな話ないでしょう?で、それを材料別専門店と言ったのですね。

会長 なるほど。

阿座上氏 それを日本で一番早くに用途別に変わったのが、スポーツ用品店でした。我々、子供の時にスキーに行くためにスポーツ用品店へ行ったらスキーとストックしか売っていないのですよ。靴っていうのは、スキー靴を売っている靴屋さん、帽子は帽子屋さん、ゴーグルは眼鏡店、着る物は衣類屋さん、

そういうふうになっていました。ところが今はね真っ裸になって行っても、スポーツ用タイツをはじめとして何から何まで全部揃えられてしまう。スキーでもゴルフでもそうですが、東京の池袋にある西武スポーツ館などは、それをパーフェクトにやっています。その用途にあわせて。

ですからそこで全部着替えしてそのツアーで真夏の暑いときに地球の裏側へ行行ってスキーできるところまでトータルでサービスできる。

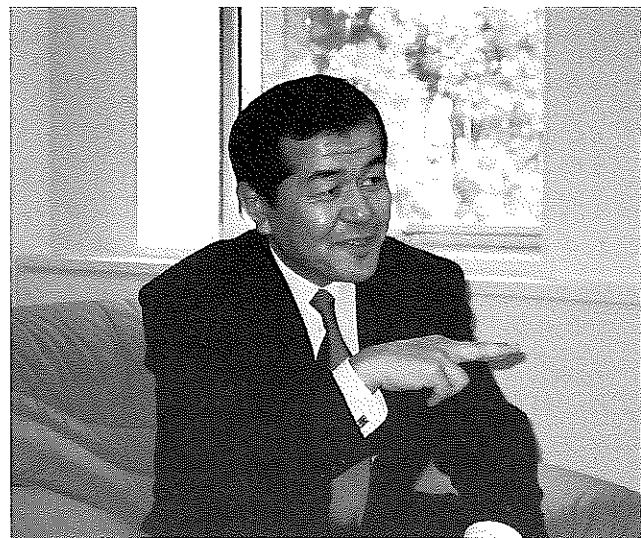
これを「トータルサービス」っていうんですよ。

用途別専門店、用途に合わせたトータルなのです。

以上のことから、なぜそういうふうになっていったかということユーザー接近なのです。ユーザーの利便性の追求ですよ。

そういう視点からいくと、やはり行政手続の事務所がユーザー接近しようとする、あれはここ、ここはこことあちこち行かされるというこんな不便なことではない訳です。やはり、トータルサービスの方向に向かっていく。今規制があるからそうなるだけであって、逆に考えれば、規制が邪魔になっているだけであって、その規制を取り払ってみるとよくわかるのです。そんなものはユーザーに対して非常に不便を与えているという単純な話ですね。規制がなくなってそれでサービスが落ちるのでは困る訳ですけど規制を取ってサービスが上がるわけですよ。

さっきの話に戻りますがIT革命のところっていうのは電子化するっていう本題があって、そのコストはますます下がってきますね。今の士業の業務



ビッグ対談『異質化する』

部門についてもユーザーの利便を考えるとますます電子化で合理化したほうがいい場合がありますね。そして、それはますます徹底されると思います。徹底化されて、その余った人材が今度はやはりサービスへ転換していくでしょうね。徹底したアドバイス、きめ細かい作業に伴うサービス業という方向へ行き、中間が無くなるということです。

会長 現状で大企業が行っているリストラクチャリングの方向性と同じですね。

阿座上氏 士業はこれからどういう形でつながっていくかという、やはりユーザーに対して全てのトータルサービスでもってどういう仕組みでつながっていくかっていうことが必要だろうと思います。それがやはりユーザーから非常に利便性の高いもので、しかも、お客さんが濃い人的サービスを受けるということは決して内容を劣化させるわけではありません。むしろ、いい訳です。現在は、一人でやっていたら雑用に追われますから、あれもこれもやらなきゃならないっていうのは、何から何まで一人でやらなきゃいけないってことで濃いサービスができていないはずですよ。

だから濃いサービスをするということは、まずトータル化するということで利便性を追求するということ。そして任せられるところはパートナーの方で処理してもらい、そこで余った力を、濃い人的サービスに向けることは当たり前ですね。これが世の中の流れではないでしょうか。原理的な流れだと思います。原理っていうのは変えようがないでしょう。

私は流通業をずっと指導してきましたから流通業の今言った利便性の追求の最初は、総合店への流れでした。総合店っていうのは百貨店です。百貨っていうのは「たくさんの貨物」ですから、たくさん商品売っていますよという名前を付けてしまった。あれ本当は間違いなのです。デパートメントストアってそういう意味じゃあないんですよ。

つまり部門でね部門を一つの店舗に入れた店という意味です。部門というのは、たくさんわかれますよね、何売場ってことです。その中の一つあるいは二つしか入っていないでもデパートメントストアです。部門をいくつ入れるかだけの問題です。ですからそれは、百貨という意味と違いますね。だ



から一つ入っていてもデパートメントストアだし十あってもデパートメントストアです。要はそのシステムを言っているのです。それでもってずっと成長してきた訳です。

結果として、その一般専門店がどうしたかというやはり、総合化していく訳です。総合化の最初のスタートは先ほどお話しした材料別店だった訳です。

それをユーザーのことを考えて総合化するという用途になった訳です。そういう歴史的な流れを見ると、やはり必然性があるのです。それは何かというと、やはり利便性の追求ですね。

そうするとみなさん方の業界をみても、ユーザーの考えていることは当たり前ですよ。一カ所でなんでもすればいいよっていうことであれば、ありがたいに決まっている訳ですから。

今度、そういう意味では、予想もしない変なところから競合相手がでてくる可能性がありますよ。

全く違う業種のグループと競合することもあり得る訳ですし、逆に連携プレーを取ることでますます利便性が増してきますよね。しかも連携する業種によってはお客さんは色濃いサービスが受けられるかもしれない。

そして、それはむしろ士業の方は連携プレーをするところではますます重要度を増してきます。すると、今度はどんな人的サービスができるかという勉強を要求されてくるわけですね当然。雑多な作業についてはどんどん電子化されて全国ネットにつながっているという可能性が傾向としてはあると思うんですけどね。

ビッグ対談『異質化する』



これからの新しいビジネスが立ち上がってくるところにはそういう新しい対応をしなきゃいけないのではないのでしょうかね。

会長 そうですね。そういうことが新しい行政書士に求められているということでしょうか。

阿座上氏 それはそれでそういうような割り切り方と言いますか、行政書士会の中でもそういうふうに割り切っていきませんか？っていうことを合意する必要があるのではないのでしょうか。

ある年齢以上の人でパソコンはどうしてもなじめないという人は徹底して人的アナログサービスに徹するとか。今よりお客さんにもっと濃く接すると、そんな若手の連中が入り込めないぐらいに頑強にやる方法はあるわけですよ。それはそれで中途半端なことはやめるべきだと思うのですよね。

徹底してそういうものに焦点を合わせてやればそれはそれでちゃんと機能するし、それはいいと私は思いますよ。

どちらにしても中途半端はいかんのですよ。本当にね。

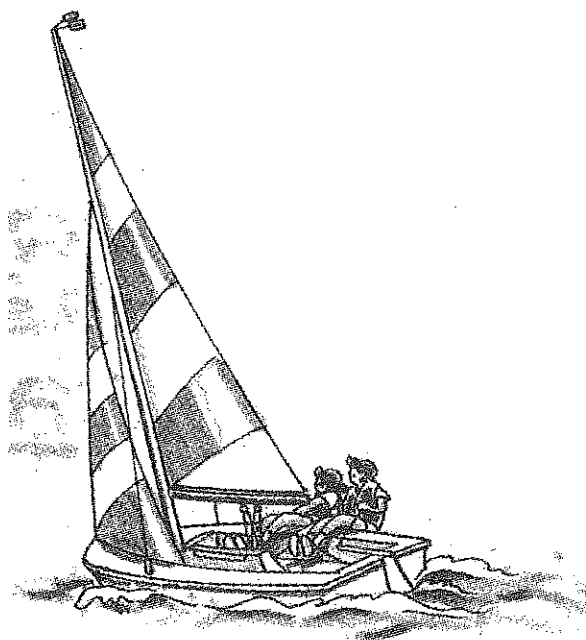
どの業界を見ても中途半端なところが結局どちらにも乗り切れない訳ですから。それはもう徹底すればもういいのではないかと思います。

会長 なるほど。今日は大変参考になる話でした。行政書士会も今大きな変革を求められている局面で、随分とこれから私達へのヒントがあったように思い

ます。本当にありがとうございました。

これからも研修会等でお世話になりますがまた今後もよろしくお願い致します。

阿座上氏 こちらこそ。またよろしくお願いします。



北海道行政書士会はどこを向いているか

北海道行政書士会副会長 深 貝 亨

本年は西暦2千年、法制定50周年、と区切りの良い年なのは分かりますが、半年も過ぎて、あまり年号を意識するのも如何かななどと感じている昨今です。さて、本年度の北海道会の目標としていることについて若干お話をさせていただきます。

ご承知のように、日行連は、代理権獲得、試験事務、更には司法制度改革や認証局といったインフラ（基盤）整備に懸命であります。

規制緩和に端を発し、資格者のあり方に疑問が寄せられて3年強の月日が流れたでしょうか、この間の変遷はめざましいものがありますが、現在、他の事務系資格者と同じフィールドで議論されていることは、幸いにも、舵取りを誤らずに、ここまで漕ぎつけたと評価すべきでしょう。

さて、本題の北海道会のことについてですが、日行連よりは一段下で会員の皆さんの役に立つことをやっていくことは、本年に限らず現在まで先輩たちが継続されてきたところです。最近、長引く不況と北海道もちろん、わが国の産業構造が変化しつつありますから、これらに見合った業務開拓の情報を提供していきたいと考えています。

業務が全てとは思いませんが、やはり、大きな要素であると考えており、その上で、起業家に対する支援方法や、公共機関からの業務受託の可能性、更には、高齢化社会との係わりを探索するなど、会員が業務開拓をするための何らかの参考やヒントになれば良いと考えています。

特に、会社設立、許認可を避けて通れない起業家の方に何を示唆し、協力できるかについては、幅広い知識が身に付いている会員の皆さんの最も得意とするところでしょうからこの部分を掘り下げてみる所存です。

具体的には、昨年実施した起業家に対するアンケート結果を配信するとともに、本年度は、法制定50周年記念として、「シルバー起業家支援」をテーマに官公署や一般の参加者を想定したシンポジウムを開催します。

労働省や、地方が実施している、補助や助成につ

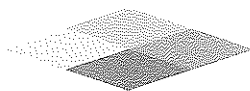
いて学ぶとともに、今、起業を志す方々の決意や本音に迫ることによって、我々のビジネスチャンス拡大するとともに、社会に対してアピールしていく所存です。開催時には、多くの会員のご参加をお待ち申し上げます。

さて一方、本来の組織の役目である、会員の管理という側面から、行政書士試験と会員数について触れてみたいと思います。

ここ数年、行政書士試験の合格率は3%台と本当に難関となっています。この事態は一方では、会員間の過当競争を防止する効果はあるものの、特に若年会員の減少化傾向として現れてまいります。更に進めると、会員の高齢化現象にも現れてまいります。若年会員の減少や会員の高齢化は、会員相互間ではさほど大きな問題とはなりません、対市民とか社会とかを語るときは大きな障害となります。即ち、将来性の無い、未来に魅力が無い組織という印象を与えかねません。日本全体が成長期を過ぎたのだからそれでよいというご意見も御ありでしょうが、社会から魅力ある職業と評価されるには、それなりに若い力が必要です。特に、先ほどもお話したように、広い周辺知識が求められる我々の業務は、開始以降の経験が大きく左右しますので、若いうちにこの世界に飛び込んでくる人を歓迎しないわけにはいきません。

本年度から実施される財団法人行政書士試験研究センターによる試験は、論述試験が無くなるとともに、試験の合格ラインも一層鮮明になります。このようなことが、若年者の合格を底上げし、将来を嘱望される若者がどんどん入会していただければ、我々執行部もお役御免かな、などとヘンな期待をしているところです。

どうぞ暖かいご支援ご鞭撻とご叱責をお願いいたします。



新年度の事業開始にあたって

広報部長 滝 沢 俊 行

行政機構の大幅な改革、司法制度の見直しによる資格士業のあり方の再検討など、行政書士の資格制度を巡る状況は、いま大きな岐路にさしかかっており、流動的で先が見えにくい事態となっています。このようなときこそ、力強い意志を持ち、大胆で活力ある歩みをはじめることが大切ではないかと考える次第であります。

幸いにも北海道行政書士会は、さる5月25日に第41回目の総会を開催しました。そこでは我々がまさに今迎えんとする激動の時代に対応し、かつ行政書士の未来を切り拓かんとする強力な活動方針が提起され、これについて参加代議員の圧倒的な賛同を得ることが出来ました。まさに新たな船出を開始したと言っても過言ではないでしょう。

北海道行政書士会第二期佐藤会長執行部の舵取のものの航海は決して平穏なものではないことは言うまでもありません。しかし、北海道会のすべての会員の英知と協力を結集し、嵐や荒波などのあらゆる難局を乗り越え、水平線の彼方にある「約束の地」まで到達することは決して不可能なことではありません。広報部も果てしない航海の一翼を担うべく奮闘努力することをここに表明をします。

さて、本会広報部の今年度の活動内容は大きく次の5つの柱から成り立っています。

1. 広報・広聴活動の推進
2. 会報「行政書士はっかいどう」の編集・発行
3. ホームページの活用
4. 官公署及び他士業との連携強化
5. シンポジウムの開催

まず、第一番目の「広報・広聴活動」です。これは例年のとおり各支部の協力のもと、地域に密着した活動を展開するものです。特に、今年度は介護保険法の施行や成年後見人制度の導入といった新しい社会状況が創出され、行政書士も業務上これらの状況に対応する必要に迫られていることから、重点的な広報活動として、介護保険、成年後見人制度に関係する地方自治体の諸部署や社会福祉の団体、あるいは家庭裁判所がある支部においては家裁の担当官、公証人役場などの訪問を行って行きたいと考えております。

さらに、高度情報通信化社会に対応し、これらに

関連する団体への訪問活動も実施して参ります。

二番目の「会報の編集・発行」についてですが、まず第一に誌面刷新をはかり読みやすい内容としていきます。また各支部での活動内容なども会報をとおして、全道の会員にお知らせして参ります。さらに配布先として、5月号から全道の市町村役場、7月号から道内大学の法学部への配布をはじめています。このほか必要配布箇所を検討し、随時配布して参ります。

三番目の「ホームページの活用」については、これまでの継続した改編のほか、高度情報化社会の先駆けとなるような画期的な役割を果たすべく、全道会員が気軽に利用できるようなシステムを構築して行きたいと考えています。

四番目の「官公署及び他士業との連携強化」のうち、官公署との連携については、第一番目で述べたとおり、新しい社会制度の動きに関連した官公署に対して重点的に広報活動を行って参ります。また、関連団体への訪問については、これまでの「監察活動」的な立場からではなく、ひろく行政書士の業務を理解していただくという「広報・PR」の視点に立った活動を展開して参ります。さらに他士業との連携強化については、従来の意見交換や交流のほか、司法制度改革という大きな流れの中で、各士業共通の問題点や利害について積極的に意見や情報の交換を行っていく所存です。

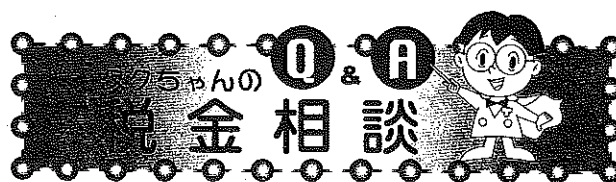
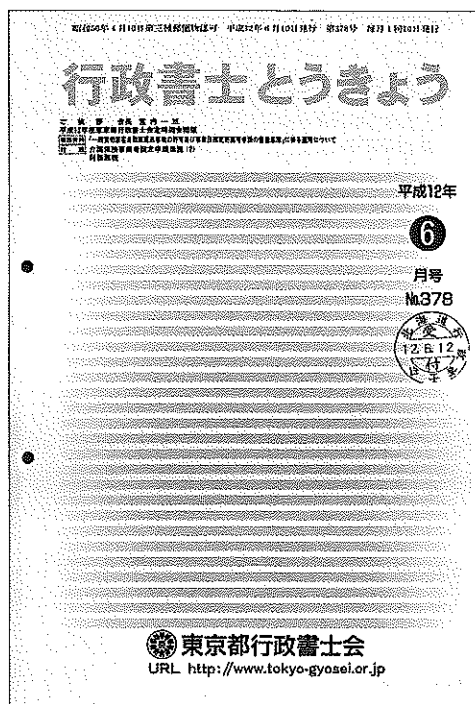
最後にご案内する活動は「シンポジウムの開催」であります。シンポジウムのテーマは「シルバー起業家を支援する」ということで、高齢者、中途退職者などが新しく事業を起こそうとするとき、行政書士が業務との関連の中で、広く支援をしていきたいということで開催していきます。今回の試みのなかで、特に強調して行きたいことは「行政書士業務の公益性」であります。「高齢化社会の到来」あるいは「経済活動の変革期」などのキーワードに示されるように、現代社会の重要課題について、専門家として社会に対応していきたいと考えております。

以上であります。会員の皆様におかれてはお気づきの点がありましたら何なりと広報部までご意見などをお寄せ願います。

会員諸兄のご協力を願って止みません。

他県だより掲示板

★このコーナーでは、他県の広報より記事をご紹介します。
今回は「行政書士とうきょう2000.6」の情報を取り上げさせていただきました。



評価替え

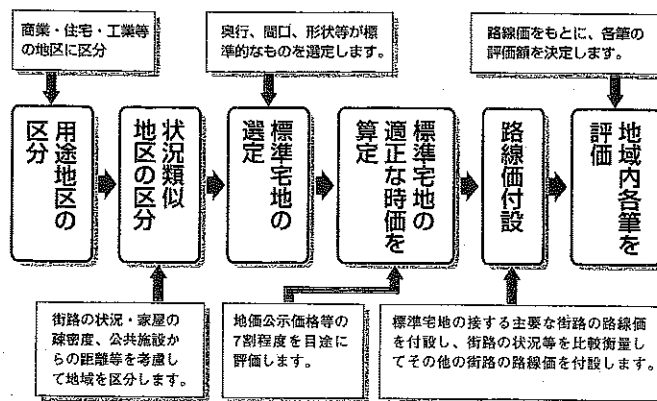
固定資産の評価替えとは
何ですか？

● お答えします

固定資産税は、土地や家屋、償却資産の所有者に対して課税される市町村税です。23区内は、特例により東京都が課税しています。この税金は固定資産の価格をもとに課税されるものです。土地と家屋の場合、税額のもととなる価格（評

価額）は3年ごとに評価して決定されます。これを「評価替え」といいますが、平成12年度は、ちょうどこの評価替えの年にあたります。では、下の図で市街地宅地の評価方法（路線価方式）を簡単に示します。

市街地宅地の評価方法（路線価方式）

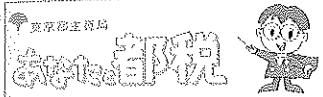


12年度はこうして全ての土地・家屋が新しく評価され価格が決定された後、固定資産課税台帳に登録されます。登録された価格については、縦覧期間に確認することができます。

23区内の場合、縦覧期間は4月1日（土）～24日（月）の平日と土日です。詳しくはお近くの都税事務所までお問い合わせください。

他県だより掲示板

東京都主税局 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>



03-6399-0294

お知らせ 新着情報

- 災害により被害を受けたときは…
- 都税ファックス情報サービスを開始しました！
- 自動車税の納付をお知らせします
- 区分所有家屋の敷地に係る減免制度について
- 東京都税制調査会の設置について
- 自動車税特設ホームページ
- 新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免
- 銀行営業に対する各形税務課の導入
- 関連資料を掲載しました
- 全国銀行協会の4つの疑問点に対する東京都主税局の考え方
- 道路税の申請書が変更されます
- 軽減の採択についてご協力
- 指図済みのお知らせを廃止します

固定資産税・都市計画税、個人事業税の納付には
便利な口座振替をご利用ください

あなたの意見・要望をお聞かせください
email koho1@tax.metro.tokyo.jp

お知らせ

7月23日(日)午前9時から午後1時30分まで、このホームページの情報提供を一時停止いたします。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程をお願いします。

- 総合案内
- 都税Q&A
- お知らせ
- 公共情報
- 数字で見る都税
- 税制クイズ
- 君も税務士
- 都税課・税務報告
- 申請書式
- 都税事務所ご案内
- 刊行物のご案内
- 東京都税協会の
- 税務関係リンク集

最終更新日:2000年7月3日

都税情報にNO!

情報の登録が失われています

【固定資産税・都市計画税】 固定資産の評価替えとは

固定資産税は、固定資産の価格をなす「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。このため、本来なら毎年評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には、事実上、不可能であること等から、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、換言すれば、3年ごとに評価額を見直す制度がとられているところです。

この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す制度といえます。

なお、宅地等の価格については、評価替えの年度を基準年度といい、平成12年度は基準年度に当たっています。据置年度である平成13年度、平成14年度においても地価の下落がある場合には、簡易な方法により、価格を修正することができることになっています。

・(地方税法409条)

関連事項 家屋の評価はどのようにするのか
土地の評価はどのようにするのか

一覧にもどる 前の項目 次の項目

トップページ <お知らせ> <今月のお知らせ>

軽油引取税の申告先が変わります

4月1日から、軽油引取税の申告書、先般軽油・微収還予の申請書の提出先が変わります。この変更は、特定の所に事務を集中化して、効率的な運営を図るために行うものです。納税者の皆様にはお手数をかけますが、円滑化には十分配慮し、その影響が最小限になるように所轄区域を定めています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
今後の取り扱い事務は次のとおりです。

事務所または事業所の所在地	提出先
千代田、中央、文京、台東、荒川の各区	中央都税事務所
都外に本店を有する場合	
池、荒川、目黒、大田、渋谷の各区	池都税事務所
新宿、世田谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬の各区	新宿都税事務所
豊田、江東、足立、葛飾、江戸川の各区	江東都税事務所
多摩の市町村全域	立川都税事務所
島しょ	支庁

詳しくは、主税局課税部軽油引取税係までお問い合わせください。

次のお知らせ→

トップページ <都税Q&A>

【自動車税】 自動車税とは



1. 自動車の所有に対して課税される都道府県税で、自動車の主たる定置場所のある都道府県において課税します。
対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち普通自動車と三輪以上の小型自動車です。
原則として自動車の所有者に課税されますが、割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の所有者とみなして課税されます。原則として、4月1日現在の所有者に課税しますが、その後廃車又は他府県転出があった場合には、月割計算で課税・還付します。

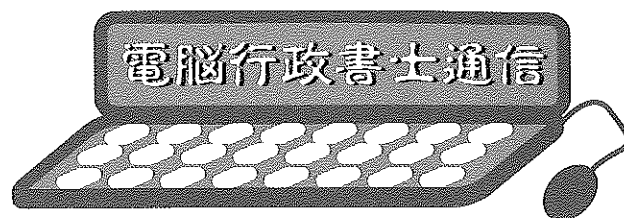
月割課税の税額計算

$$\text{下表の税額} \times \frac{\text{課税される月数}}{12} = \text{税額}$$

2. 自動車税総合事務所から送付する納税通知書で、5月末日までに納めます。
なお税率は、車種や用途などによって下表(税率)のように定められています。

(単位:円)

車 種		自家用	営業用
乗用車	1リットル以下	29,600	7,600
	1リットル超1.5リットル以下	34,600	8,500
	1.5リットル超2リットル以下	39,600	9,500
	2リットル超2.5リットル以下	45,000	13,800
	2.5リットル超3リットル以下	51,000	15,700
	3リットル超3.5リットル以下	58,000	17,900
貨物自動車	3.5リットル超4リットル以下	66,600	20,500
	4リットル超4.5リットル以下	76,500	23,600
	4.5リットル超6リットル以下	88,000	27,200
	6リットル超	111,000	40,700
トラック	1t以下	13,200	10,200
	1t超1.5t以下	14,300	11,200
	1.5t超2t以下	16,000	12,800
	2t超3t以下	16,700	12,700
	3t超4t以下	17,800	13,700
	4t超5t以下	19,500	15,300
けん引車	1t以下	21,200	15,700
	1t超1.5t以下	22,300	16,700
	1.5t超2t以下	24,000	18,300
	2t超3t以下	8,000	6,500
	3t超4t以下	11,500	9,000
	4t超5t以下	16,000	12,000
けん引車	5t以下	20,500	15,000
	5t超6t以下	25,500	18,500
	6t超7t以下	25,500	18,500
	7t超8t以下	25,500	18,500
	8t超9t以下	25,500	18,500
	9t超10t以下	25,500	18,500
けん引車	10t超11t以下	25,500	18,500
	11t超12t以下	25,500	18,500
	12t超13t以下	25,500	18,500
けん引車	13t超14t以下	25,500	18,500
	14t超15t以下	25,500	18,500
	15t超16t以下	25,500	18,500
けん引車	16t超17t以下	25,500	18,500
	17t超18t以下	25,500	18,500
	18t超19t以下	25,500	18,500
けん引車	19t超20t以下	25,500	18,500
	20t超21t以下	25,500	18,500
	21t超22t以下	25,500	18,500
けん引車	22t超23t以下	25,500	18,500
	23t超24t以下	25,500	18,500
	24t超25t以下	25,500	18,500
けん引車	25t超26t以下	25,500	18,500
	26t超27t以下	25,500	18,500
	27t超28t以下	25,500	18,500
けん引車	28t超29t以下	25,500	18,500
	29t超30t以下	25,500	18,500
	30t超31t以下	25,500	18,500
けん引車	31t超32t以下	25,500	18,500
	32t超33t以下	25,500	18,500
	33t超34t以下	25,500	18,500
けん引車	34t超35t以下	25,500	18,500
	35t超36t以下	25,500	18,500
	36t超37t以下	25,500	18,500
けん引車	37t超38t以下	25,500	18,500
	38t超39t以下	25,500	18,500
	39t超40t以下	25,500	18,500
けん引車	40t超41t以下	25,500	18,500
	41t超42t以下	25,500	18,500
	42t超43t以下	25,500	18,500
けん引車	43t超44t以下	25,500	18,500
	44t超45t以下	25,500	18,500
	45t超46t以下	25,500	18,500
けん引車	46t超47t以下	25,500	18,500
	47t超48t以下	25,500	18,500
	48t超49t以下	25,500	18,500
けん引車	49t超50t以下	25,500	18,500
	50t超51t以下	25,500	18,500
	51t超52t以下	25,500	18,500
けん引車	52t超53t以下	25,500	18,500
	53t超54t以下	25,500	18,500
	54t超55t以下	25,500	18,500
けん引車	55t超56t以下	25,500	18,500
	56t超57t以下	25,500	18,500
	57t超58t以下	25,500	18,500
けん引車	58t超59t以下	25,500	18,500
	59t超60t以下	25,500	18,500
	60t超61t以下	25,500	18,500
けん引車	61t超62t以下	25,500	18,500
	62t超63t以下	25,500	18,500
	63t超64t以下	25,500	18,500
けん引車	64t超65t以下	25,500	18,500
	65t超66t以下	25,500	18,500
	66t超67t以下	25,500	18,500
けん引車	67t超68t以下	25,500	18,500
	68t超69t以下	25,500	18,500
	69t超70t以下	25,500	18,500
けん引車	70t超71t以下	25,500	18,500
	71t超72t以下	25,500	18,500
	72t超73t以下	25,500	18,500
けん引車	73t超74t以下	25,500	18,500
	74t超75t以下	25,500	18,500
	75t超76t以下	25,500	18,500
けん引車	76t超77t以下	25,500	18,500
	77t超78t以下	25,500	18,500
	78t超79t以下	25,500	18,500
けん引車	79t超80t以下	25,500	18,500
	80t超81t以下	25,500	18,500
	81t超82t以下	25,500	18,500
けん引車	82t超83t以下	25,500	18,500
	83t超84t以下	25,500	18,500
	84t超85t以下	25,500	18,500
けん引車	85t超86t以下	25,500	18,500
	86t超87t以下	25,500	18,500
	87t超88t以下	25,500	18,500
けん引車	88t超89t以下	25,500	18,500
	89t超90t以下	25,500	18,500
	90t超91t以下	25,500	18,500
けん引車	91t超92t以下	25,500	18,500
	92t超93t以下	25,500	18,500
	93t超94t以下	25,500	18,500
けん引車	94t超95t以下	25,500	18,500
	95t超96t以下	25,500	18,500
	96t超97t以下	25,500	18,500
けん引車	97t超98t以下	25,500	18,500
	98t超99t以下	25,500	18,500
	99t超100t以下	25,500	18,500
けん引車	100t超101t以下	25,500	18,500
	101t超102t以下	25,500	18,500
	102t超103t以下	25,500	18,500
けん引車	103t超104t以下	25,500	18,500
	104t超105t以下	25,500	18,500
	105t超106t以下	25,500	18,500
けん引車	106t超107t以下	25,500	18,500
	107t超108t以下	25,500	18,500
	108t超109t以下	25,500	18,500
けん引車	109t超110t以下	25,500	18,500
	110t超111t以下	25,500	18,500
	111t超112t以下	25,500	18,500
けん引車	112t超113t以下	25,500	18,500
	113t超114t以下	25,500	18,500
	114t超115t以下	25,500	18,500
けん引車	115t超116t以下	25,500	18,500
	116t超117t以下	25,500	18,500
	117t超118t以下	25,500	18,500
けん引車	118t超119t以下	25,500	18,500
	119t超120t以下	25,500	18,500
	120t超121t以下	25,500	18,500
けん引車	121t超122t以下	25,500	18,500
	122t超123t以下	25,500	18,500
	123t超124t以下	25,500	18,500
けん引車	124t超125t以下	25,500	18,500
	125t超126t以下	25,500	18,500
	126t超127t以下	25,500	18,500
けん引車	127t超128t以下	25,500	18,500
	128t超129t以下	25,500	18,500
	129t超130t以下	25,500	18,500
けん引車	130t超131t以下	25,500	18,500
	131t超132t以下	25,500	18,500
	132t超133t以下	25,500	18,500
けん引車	133t超134t以下	25,500	18,500
	134t超135t以下	25,500	18,500
	135t超136t以下	25,500	18,500
けん引車	136t超137t以下	25,500	18,500
	137t超138t以下	25,500	18,500
	138t超139t以下	25,500	18,500
けん引車	139t超140t以下	25,500	18,500
	140t超141t以下	25,500	18,500
	141t超142t以下	25,500	18,500
けん引車	142t超143t以下	25,500	18,500
	143t超144t以下	25,500	18,500
	144t超145t以下	25,500	18,500
けん引車	145t超146t以下	25,500	18,500
	146t超147t以下	25,500	18,500
	147t超148t以下	25,500	18,500
けん引車	148t超149t以下	25,500	18,500
	149t超150t以下	25,500	18,500
	150t超151t以下	25,500	18,500
けん引車	151t超152t以下	25,500	18,500
	152t超153t以下	25,500	18,500
	153t超154t以下	25,500	18,500
けん引車	154t超155t以下	25,500	18,500
	155t超156t以下	25,500	18,500
	156t超157t以下	25,500	18,500
けん引車	157t超158t以下	25,500	18,500
	158t超159t以下	25,500	18,500
	159t超160t以下	25,500	18,500
けん引車	160t超161t以下	25,500	18,500
	161t超162t以下	25,500	18,500
	162t超163t以下	25,500	18,500



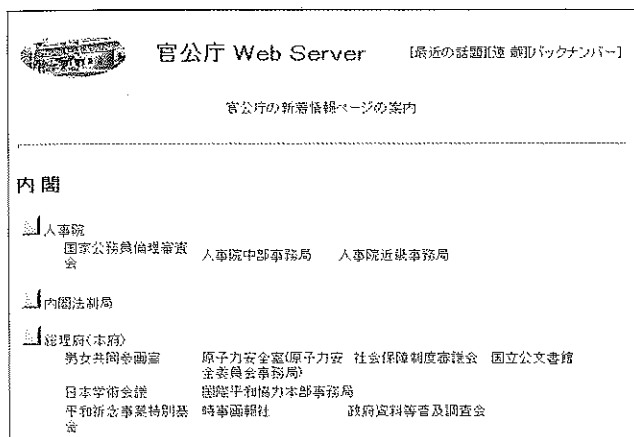
今月から始まりました「電腦行政書士通信」。このコーナーでは、今後行政書士業務に欠くことのできないパソコン、インターネット関連の情報を皆様にお伝えできればと考えております。何分担当の編集委員が頼りないもので、皆様からの情報提供をお待ちしておりますのでよろしくお願い致します。

今回は、インターネットから得ることのできる情報をピックアップしてみました。(第1回目ということもあり「北海道行政書士会」のホームページに掲載の「仕事に役立つページ/リンク集参照」)

(文責 田村 丈生)

官公庁WebServer

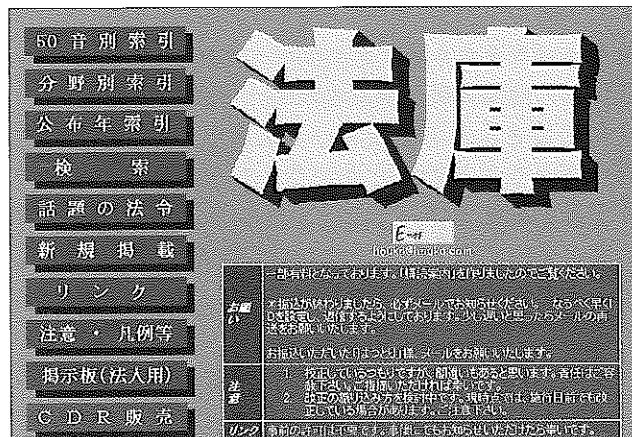
首相官邸のページの中にあり、数多い官庁のリンク集の中でも質・量(特に量)が充実しています。



<http://www.kantei.go.jp/server-j.html>

法庫

知る人は知っている、インターネット上で条文を見ることが出来るページ。ちょっとした調べモノに向いています。



<http://www.houko.com/>

インターネットタウンページ

電話帳(タウンページ)のインターネット版。エリアを限定した検索も可能で速度も初期に比べ大分早くなってきました。また、検索結果に詳細情報を掲載してもらえるサービスもあります。(有料)



<http://itp.ne.jp/>

ゼンリン地図FAXサービス

こちらは、住宅地図で有名なゼンリンさんのサービスの紹介ページ。多少料金がかかるものの、実際に自分で地図を貰うよりはお得かも知れません。



<http://www.zenrin.co.jp/>

ひと

「人間探求」

室蘭支部

北海道行政書士会業務部 次長

土井 伸さん



新体制の会報編集委員会もまる1年が過ぎました。
会員の皆さんからの暖かいご助言もあり、2年目の
新企画として「ひと」というシリーズをお送りした
と思います。

北海道内、14支部には本当に各地でご活躍なさ
ている方たちがいらっしゃいます。
その「ひと」の生き様を通し少しでも行政書士とい
う仕事の内容、楽しさや続けることの意味など様々
な問題提起となれば幸いです。

今回は、第1回目、室蘭支部の「土井 伸」氏です。

経歴等は後述させていただきます。

インタビュアー(以下、比省略):編集人 佐々木ひとみ

I: お久しぶりです。今日は、初めての企画なので
よろしくお願い致します。

第1回目に、なぜ「土井先生」にお願いしたかを
お話しますが、最初に先生とお会いしたのが、苫小牧・
日高・室蘭三支部合同研修会の取材にお伺いしたと
きだったと記憶しております。そのとき、私は新米
で右も左もわからず大変不安な日々を過ごしており
ました。その際、先生のおっしゃった一言が今だに
忘れられない。「何でもわからないことがあったら
聞きにきなさい。」この一言が随分と心強く耳に残
りました。

また、本当に聞きにいつでもこの言葉は全然、嘘じゃ
なかった。(笑)

この感動をまずこれからの会員の皆さんに伝えたかつ
た。そして、室蘭支部全体がそうなんだと力強くおっ
しゃっていたし、実際にそのような風土で皆さんが
一生懸命勉強会を開き、自助努力をなさっている姿
に感動しました。支部全体が次の世代を育てていこ
うという雰囲気を変えて強く感じました。

土井氏: そうだね。室蘭支部の先輩達からずっと伝
統的にそういうものを受け継いでいる。

まずは、仕事があったなら、引き受けろ。と。

何でもいい。引き受けてきて、わからなかったら誰
かがわかっているんだから皆に聞け。ということ
をまずは言うよね。そうして、苦労してやった仕事で
お客さんとコミュニケーションをとり自分のものに
していけばいいんだとみんながバックアップしていく。
そこに仕事を取った取られたもないし、みんなが暗
黙の了解をきちんと守るよね。先輩達からそうやっ
てフォローすることをきちんと教えてきてもらって
いるし、それを僕達も忠実に守っていると思う。

I: 本当に有言実行というか、公言してはばからな
いし、実際によくしてくださる。(笑)

土井氏: 行政書士の地位を考えると決して一般社会
に広く認知されているわけじゃないよね。それを考
えるともっと全体の向上というものを意識してい
かなきゃいけない。出し惜しみしてちゃいけない状況

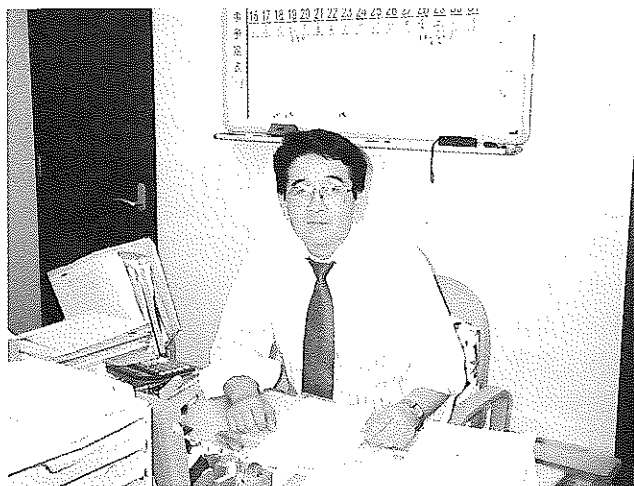
ひと

でしょう？こんな規制緩和の時代にどうやって生き残っていくかということを考えたら。先日も総会があって深貝副会長がいらっしゃって支部長とかと話していたけれども、もう、「自分が、自分が」と言っている場合じゃない。21世紀を見据えた場合、士業として生き残りをかける為にも、行政書士の研修制度を立ち上げて、有る一定期間のインターン制度或いは、研修を終了した者が登録開業出来るようなシステムを構築しないことには行政書士そのものの社会的地位向上は望めないのではと危惧しています。いずれにしても個々のレベルアップ及び行政書士全体のレベルを上げるにも是非共検討すべき課題ではないかと痛感しています。

I：実際に若い世代の人達が5年後、10年後どれだけ行政書士として残っていけるかという問題は非常に大きい。仕事を受けてもどうやってこなしているのかがわからないということが毎年の新入会員の研修でも言われています。また、最初は自分の得意分野をさがすこと以前にまずは何でもやらなければならない。依頼を受けてもできなければ結局手放してしまう。

土井氏：まさにそこなんですよね。だから、次世代のために私たちは出し惜しみをしちゃいけない。私達の室蘭支部で先輩に柴田先生(故人)がいましたがこの先生は誰も手をつけられないような分野に関してはプロだった。

その柴田先生がよく僕の開業当時言っていた。土井さん、僕はもういろいろ見てきたからもういい。これからは君たちの世代が頑張って本会を背負っていくのだから君たちがやらなければならないんだ。そ



のためにどんどんやれと。

その業界で「この人はこれができる」と知れ渡ったから非常に強い。司法書士や弁護士、税理士からも逆に聞かれるような立場とでも言うのかな。それにはね、「がむしゃら」にやるしかないと思うんだな。あと、どれだけ、名前を覚えてもらうかですね。

それとねえ。(しばらく考え込む) 広く浅く知ることかもしれないね。

一つのことに秀でたら、全般的なことも知ることが必要だと思う。勉強することね。それはコーディネーターとして。各士業間の。

要はお客さんからのいい相談相手になれることだと思う。自分の得意分野でなければこれはここ、あの問題に関してはあちらの知り合いに持っていくというようにね。

I：室蘭支部は本当に雰囲気がいい。土井先生を通して支部全体の雰囲気の良さが見えます。

土井氏：支部長も副支部長も理事もみんなが次代の若い人達を育てていこうとしているよね。また、入会して年月の長い人達は会の存続を考えたって新しく入ってくる人達に対して育てる義務がある。そう思います。

新入会員に対して精神的にバックアップしてやる。そういう必要はあるでしょう？

I：行政書士という職業をこよなく愛しているという気がします。

土井氏：室蘭支部はみんなそうだね。そうして、仕事ではないけれども行政書士という分野を存続させるため、支部の組織を維持するためにひとりに対して負担がかかることを避け、ひとりひとりのできる相応に事務分担して支部全体の活性化をはかることが大切だね。みんな忙しいのは一緒だからね。

I：私がこの会報を通して皆さんにお伝えしたいことのひとつが各支部の活動なのですが、このように各地の取材をする前は正直言って私は札幌支部しか知らなかった。まるで井の中のかわず状態。でも、各支部の方たちとこのように会報の取材を通して知り合えたときにカルチャーショックに近いものがありました。非常にパワーを感じる先生達が多い。これはネットでは決して味わえないことです。そして

ひと

皆さんがとてもお互いを尊重し、同じ目的に対して前向きに努力なさっている。
その目的も個々のレベルではなく全体のことをきちんと見据えていることがすばらしい。
そう思います。

土井氏：うん。僕らはね。若い先生に本当にがんばってほしい。僕達はいいい先輩に恵まれた。行政書士っていうのはこういうもんだといいいものを見せてもらってきたし、この次はお前達ががんばらなければならぬんだからと言われてきたし、本会はこうあるべきだと言うスタンスをもってがんばれと言われた。そうやって歩いてきたこの道を間違ってたかと思うし、本当に良かったと思う。

I：行政書士は個人事業主ですよ。私は開業した当時一種の孤独感を感じましたが、行政書士の仲間と知り合えたときに、こんなにいい仲間がいるんだと感動したことを覚えています。

土井氏：そういうことですよ。わからないことがあったら本当に途方にくれるけどひとりじゃないんだということだよ。そして、どんどん仲間に相談していくべきだと思う。そういう仲間を増やさないといけないし、それが大事な部分だよ。やっぱり、人との出会いでしょう。仕事でもそうですよ。試験受かって開業したら、その後は仕事のノウハウよりもどれだけの人と出会えるか、どれだけの人と交わるかだと僕は思いますね。今までの人達を見ていてもきちんと人と交流できる人っていうのは育っていているような気がする。

I：人と話をするのが嫌いではダメですね。

土井氏：そうだね。だって、人が好きじゃなきゃできないでしょう。この仕事は。そうやって、関わっていったこの人が好きだと思い、相手もそうやって思ってくれるから次の仕事がまたやってくるんだと思いますよ。

I：そこが原点ですね。

土井氏：やはり仕事っていうのは人とのつながりが大事だと思います。少なくとも北海道で行政書士として活躍している人を見ると人とのつながりをとても大事にしているし、交わり方がとても上手ですね。そこに個性もあるしね。話をしていても魅力のある

人が多いですよ。一緒にいて。それとね。若い人達に言いたいのはやはり、仕事は待っていてもこない。企業努力なんだよということだよ。試験受かったからといって仕事は来るわけじゃない。

I：先生の開業は何歳だったのですか？

土井氏：僕は30歳で開業しました。

I：何年目になりますか？

土井氏：もう、22年目になりますね。

I：どうして、行政書士をやろうと。

土井氏：他の仕事と違って、人間くささがあるんだね。この仕事は。僕は出身が山形で東京の大学を出てから食品関係の営業の仕事をしていました。でもこの上司にはついて行けないなと思ったときにすぐやめた。
(笑)

その後、縁あって来道し、司法書士の事務所に入りました。法律は全く分野外であったが、そこがたまに訴訟の取り扱いの多いところだったため法律の面白さを知った。行政書士の試験を受けたので開業したんですが、それまでに交流のあった人達が「お前、開業したらこの仕事まかせろぞ」って言うてくれた。こういう部分は自分でもラッキーだったと思うが、これも人との交流から生まれた人間関係だと思っています。

I：本当に今日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。先生の暖かいお人柄と心強い言葉、私をはじめ随分と励まされた会員は多いと思います。これからも北海道行政書士会のために尽力されると思いますがよろしくお願い致します。

土井 伸氏のプロフィール

山形県出身 昭和23年11月生 開業昭和53年
室蘭支部理事等を経てH9北海道行政書士会監察部
理事、H11より北海道行政書士会業務部次長
現在に至る

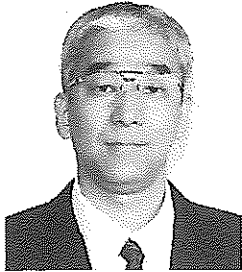
住所：室蘭市寿町2丁目20番2号

電話番号：0143-43-4401

建設業・運送業の許認可申請、車庫証明等他

さまざまな分野をこなす

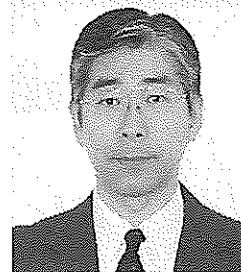
新入会員 はじめまして！



うえの さとし
上野 悟

昭和26年6月9日生
札幌支部 平成12年6月1日入会
事務所 札幌市中央区大通西16丁目
2番3号ループ16-405号
TEL 011-616-7266
FAX 011-616-7267

〈コメント〉
私はこれまで、昼は日本語教師、夜はラーメン店
主として頑張ってきました。これからは、街
の法律相談家としてSTEP BY STEPで頑張
ります。皆様よろしくお願い致します。



とよなが かずお
豊間根 一雄

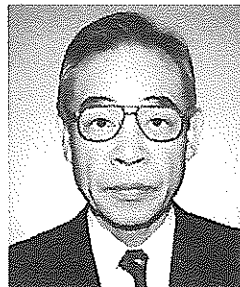
昭和34年1月15日生
札幌支部 平成12年6月1日入会
事務所 札幌市白石区南郷通1丁目
南9番16号ハイツ松下105号室
TEL 011-866-8601
FAX 011-866-8611

〈コメント〉
私は民事関係の業務を中心とした、街の法律
家をめざしてがんばりたいと思います。

ふくみつ こうじ
福光 厚治

昭和9年1月18日生

札幌支部 平成12年6月1日入会
事務所 札幌市豊平区平岸2条9丁目
1番26ふじいハイツ平岸507号
TEL 011-832-2286

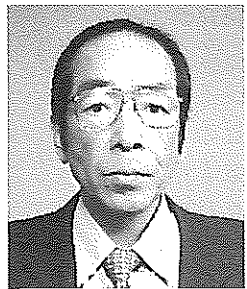
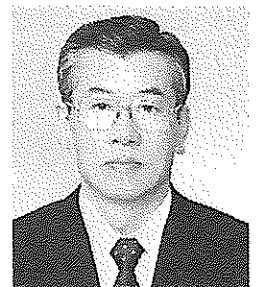


ひろた ていいち
廣田 貞一

昭和14年11月26日生

札幌支部 平成12年6月1日入会
事務所 札幌市南区篠井4条3丁目9番3号
TEL 011-596-5016
FAX 011-596-5016

〈コメント〉
高校教員を定年退職し、行政書士の夢を達成
することができました。先輩諸士のご指導の程よ
ろしくお願いいたします。



はやし かずお
林 和夫

昭和23年7月23日生

小樽支部 平成12年5月1日入会
事務所 札幌市東区南一条3丁目375番地52
TEL 0136-42-3259

〈コメント〉
いざ開業となりますと戸惑いを感じながら日々
勉強に明け暮れています。
これからも、なお一層努力し頑張る所存ですので、
ご指導の程宜しく願います。



いちかわ こさぶろう
市川 小三郎

昭和7年9月16日生

旭川支部 平成12年5月1日入会
事務所 旭川市4区1条5丁目2番地の3
TEL 0166-54-1335
FAX 0166-54-1335

さとう せいじ
佐藤 清治

昭和14年8月4日生

旭川支部 平成12年5月1日入会
事務所 上川郡剣淵町市街地錦町
TEL 016534-2849

〈コメント〉
この度、入会しました。今は何ができるのか、何
をすれば良いのか戸惑っています。今後は研
鑽に努め地域の一助となれればと考えています。
どうかよろしくご指導をお願い致します。

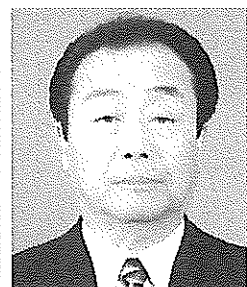


みやした のぶこ
宮下 信子

昭和15年1月28日生

旭川支部 平成12年6月1日入会
事務所 名寄市西1条南9丁目1番地32
TEL 01654-2-3821

〈コメント〉
皆様のお役に立てる行政書士を目指します。
今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

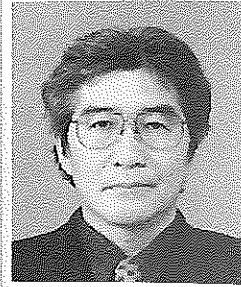


さとう ゆたか
佐藤 豊

昭和14年5月25日生

網走支部 平成12年6月1日入会
事務所 網走市つくしヶ丘5丁目7番13号
TEL 0152-44-3616

〈コメント〉
これまでの行政経験にさらに研鑽を深めお役
に立ちたいと考えております。
ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



かじたに けいじ
梶谷 恵治

昭和21年9月9日生

網走支部 平成12年6月1日入会
事務所 常呂郡常呂町字常呂260番地
TEL 0152-54-2993
FAX 0152-54-2993

〈コメント〉
長年の役所勤務の経験を生かすとともに、更なる
自己啓発により、地域の方々の「よろず相談役」
として役に立てればと思います。

お知らせ



受章のことば

平成12年度自治大臣表彰

佐藤 隆 一 氏

(北海道行政書士会 副会長)

平成12年6月、名古屋市において開催された日行連総会において、皆様のお力により自治大臣表彰を受章致しました。

今まさに激動する時代、行政書士制度をはじめとして士業全体が規制改革と高度情報化社会の流れの中で、大きく変わろうとしています。

時代の流れを読み、行政書士制度を守りながらこの激動する変革の時代に対応するためには、日行連・単位会及び支部の役員が、それぞれ知恵を出し合い、柔軟な思考で新しい時代を見据えて、真摯に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このような厳しい時代の中で、行政書士法制定50周年を迎え、記念すべきこのとしに自治大臣表彰を受章出来たことは、多くの会員のご支援によるものであり、心から感謝申し上げます。

私自身いつ頃から支部の役員になったのか今にわかに思い出せませんが、この重要な時期に日行連理事・企画開発部長として会務を担うことになり、何よりも会員の皆さんの励ましの声が力の源であり、受章を期に尚いっそう気を引き締め、惰性にならないよう努力をしていく所存ですので、ご指導ご鞭撻をお願いいたします。

【平成12年度】 日行連会長表彰

……おめでとうございます……

日本行政書士会連合会総会（平成12年6月22日）において、次に掲げる会員の方が、日行連会長から表彰され、それぞれ表彰状に記念品を添えて授与されました。

受賞を心からお祝い申し上げますとともに、今後益々のご発展を祈念申し上げます。

- | | |
|--------------|--|
| ○役員歴6年以上 | 酒井 正、池田 高明、佐藤 聡、宗岡 隆一 |
| ○業務歴20年以上 | 安藤 壽建、佐々木昇一、本間 幸男、榎本 信一、菅原 義正
橋本 榮、高橋 正利、畠山 修、五十嵐陽一 |
| ○事務局職員（5年以上） | 佐藤 洋美 |

お知らせ

全道新入会員研修会の開催について

平成9年6月以降に入会された会員を対象として、次により全道新入会員研修会を開催しますので、ぜひ受講されますようご案内いたします。

該当する会員の皆様には、既にご案内しておりますので、所定の期日までに、支部名、会員番号、氏名及び受講を希望する月日を記載の上、FAXなどにより本会事務局にお申し込み下さい。

なお、平成9年5月以前に入会された会員の受講も認めることとしておりますので、希望者は、前記に準じてお申し込み下さい。

記

○ 第1回研修会

1 日 時 平成12年8月22～23日 10時～17時

2 場 所 北農健保会館 3F 芭蕉

(札幌市中央区北4条西7丁目 Tel 011-261-3270)

3 研修科目及び講師

8月22日(火)	事務所経営と品位保持	深貝亨副会長
	相続・遺言	板垣俊夫理事

8月23日(水)	建設業許可	所村武彦会員
----------	-------	--------

4 出席申込期限 平成12年8月10日(木)

○ 第2回研修会

1 日 時 平成12年9月5～6日 10時～17時

2 場 所 北農健保会館 3F 芭蕉

(札幌市中央区北4条西7丁目 Tel 011-261-3270)

3 研修科目及び講師

9月5日(火)	事務所経営と品位保持	大淵勝敏総務部長
	記帳代行	望月恵美子会員

9月6日(水)	会社設立	板垣俊夫理事
---------	------	--------

4 出席申込期限 平成12年8月25日(金)

○ その他

1 受講料 資料代等として、1人1回1,000円を負担願いますので、当日受付で納入して下さい。

2 研修科目により、次のものを携行願います。

8月22日 相続・遺言 民法(六法)

8月23日 建設業許可 建設業許可申請の手引き

9月5日 記帳代行 電卓

9月6日 会社設立 商法・有限会社法(六法)

お知らせ

平成11年度行政書士会アンケート調査報告 北海道行政書士会広報部

北海道行政書士会広報部では、この度平成11年度（平成11年4月から平成12年3月まで）の道内の起業状況を把握することを目的に、下記のタイトルで、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の方法は、平成11年度に北海道行政書士会会員の行政書士が会社設立手続業務の依頼を受けた顧客＝起業家を対象に、担当の行政書士が直接起業家に面談して回答を得たものであります。

アンケート調査の結果、52名（52社）の協力があり、回答の内容から次の数項目の傾向を読み取ることが出来ます。

- 1 会社の倒産やリストラと言った現状の経済事情が影響して、会社を起こす事例は回答全体の20パーセントあまりで、総体として起業は経済状況の影響をあまりうけないのではないかと。
- 2 起業時に頼りになった人は、友人、知人及び親族が70パーセントで、会社の上司や同僚あるいは取引先については20パーセント程度に止まっている。
- 3 起業した事業の内容については、起業前の業種と同じであると答えた人が80パーセントを超えている。
- 4 起業時の障害として、所要資金の問題をあげた人が40パーセントを超え、また半数以上の人が自己資金不足の回答をしている。その反面好適融資の利用率が極めて低いのも特徴である。

以下に、アンケート調査の内容をご報告いたします。

タイトル ー北海道の起業家像を探るー
平成11年度行政書士会アンケート調査報告書
実施者 北海道行政書士会
対象 平成11年度中に、北海道内で会社を設立した経営者
回答起業家 52名（52社）

1. 業 種

1. その他サービス業	23社	44.2%
2. 建設業	11社	21.2%
3. 運送業	5社	9.6%
4. コンピュータ関連	3社	5.8%
5. 飲食業	2社	3.8%
5. 製造業	2社	3.8%
7. 農 業	1社	1.9%
8. その他	5社	9.6%
2. 会社を起こそうと決意したのはいつごろですか

1. 役職に就いたところから	18人	34.6%
2. 会社のリストラや倒産を契機として	10人	19.2%
3. 初めて就職したところから	8人	15.3%
4. 最近になってから	6人	11.5%
5. 結婚したところから	4人	7.7%
6. 学生時代から	3人	5.8%
7. 定年退職を契機とし	2人	3.8%
8. その他	1人	1.9%
3. 会社を起こそうと決断させた直接の要因は何ですか

1. 今が独立のチャンスと考えたから	21人	40.4%
2. 取引先の勧めがあったから	12人	23.1%
3. 会社の方針と合わなかったから	7人	13.5%
4. リストラにあったから	5人	9.6%
5. 会社が倒産したから	3人	5.8%
6. 会社での人間関係がいやになったから	1人	1.9%
7. その他	3人	5.8%

4. 会社を起こそうと決断したとき、最も影響が大きかったのはだれでしょうか

1. 自分自身	18人	34.6%
2. 友人、知人	10人	19.2%
3. 妻または夫	9人	17.3%
4. 親兄弟	5人	9.6%
4. 会社の上司または同僚	5人	9.6%
4. 取引先	5人	9.6%

5. 会社を起こすにあたり最も力になってくれた人はだれですか

1. 友人、知人	19人	36.5%
2. 親族	17人	32.7%
3. 会社の上司または同僚	6人	11.5%
3. 取引先	6人	11.5%
5. 金融機関	1人	1.9%
6. その他	3人	5.8%

6. 前職との関係について

1. 前職と同じ業種です。	43人	82.7%
2. 前職とは無縁の業種です。	9人	17.3%

 前職とは無縁の業種を選んだ理由は、何ですか
 イ、自分の特技や趣味を生かしたいから 5人
 ロ、前職を忘れ、未知の分野に挑戦したかったから 4人

7. 会社を起こす上で最も大きな障害は何でしたか

1. 所要資金	22人	42.3%
2. 開業の諸手続き	13人	25.0%
3. 人材の確保	8人	15.3%
4. 周囲の理解	5人	9.6%
5. 取引先の協力	3人	5.8%
6. その他	1人	1.9%

8. 自己資金は十分に用意することができましたか

1. 十分に用意した	24人	46.2%
2. 不足した	28人	53.8%

 不足分はどのように手当てしましたか
 イ、親族や友人、知人から借入れをした 14人
 ロ、銀行などの金融機関から借入れをした 10人
 ハ、公的資金制度を利用した 4人
 利用した公的資金制度の名称は
 国民金融公庫 1人
 雇用確保助成金 1人
 市町村の斡旋融資 1人
 不 明 1人
 利用した公的資金制度は役に立ちましたか。
 イ、役に立った 3人
 どのような面で役に立ちましたか
 ・会社設立費用及び事業開始資金として利用した 1名
 ・運転資金のメドが立てられた 2名
 ロ、不 明 1名

9. 始められた事業の見通しをお聞かせ下さい

1. 見通しは明るい	14人	26.9%
2. 大変厳しい	29人	55.8%
3. その他まあまあである	9人	17.3%

ごせい去 ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。	支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
	網 走	3120	西 村 武 文	12. 5.28
	十 勝	312	久 我 豊 治	12. 7. 6

本会の主要行事

月 日	行事名	時 間	開催場所
H12.5.16	選挙管理委員会	13:00～14:30	本会役員室
H12.5.18	総務部会	13:00～17:00	本会役員室
H12.5.18	会報編集委員会	14:30～19:00	本会会議室
H12.5.24	常任理事会	10:00～17:00	札幌ガーデンパレス
H12.5.25	第41回定時総会	10:00～14:30	ホテルライフオート札幌
H12.5.25	行政書士法制定50周年記念式典	15:30～16:20	ホテルライフオート札幌
H12.5.25	行政書士法制定50周年記念講演	16:30～18:00	ホテルライフオート札幌
H12.5.29	正副会長会	15:00～17:00	本会役員室
H12.6. 7	行政書士法制定50周年記念誌座談会	13:00～16:00	本会役員室
H12.6.12	行政書士登録調査委員会	15:00～17:00	本会役員室
H12.6.13	常任理事会	13:00～17:00	本会役員室
H12.6.30	高度情報化対応委員会	14:00～18:00	キャリアバンク会議室
H12.7. 6	記念誌編纂委員会	13:00～16:00	本会役員室
H12.7. 7	会報編集委員会	14:30～17:00	本会役員室
H12.7.13	会報編集委員会	14:30～17:00	本会役員室

支部業務研修会開催状況

支部	開催年月日	場 所	研修科目	講 師	受講者数
函 館	H12. 6. 5	函館市 五島軒・駅前店	・ 申請書及び財務諸表の記載について ・ 経営状況分析12指標の概説	北保証サービス株式会社 業務部主査 阿部 洋一	人 28
網 走	H12. 4. 7	紋別市 紋別プリンスホテル	・ 建設業経営事項審査申請総合評価点基礎研修	網走支部会員 鈴木 智英	8
	H12.6.27	北見市 オホーツク木のプラザ	・ 建設業関連業務の展望展望 転換期の建設業界を読み行政書士業務を考える	北海学園大学 教 授 阿座上洋吉	13
	H12. 7. 4	北見市 オホーツク木のプラザ	・ 行政書士の業務展望 行政書士として「IT革命とISO」に対応していくか(相乗効果を狙う)	北海学園大学 教 授 阿座上洋吉	10
苫小牧	H12. 7. 6	苫小牧市 苫小牧市民会館	・ 建設業手続関係全般について	胆振支庁経済部建設指導課 土木係長 高橋 利明 土木主事 佐々木美幸	21
釧 路	H12. 7. 1	釧路市 福祉会館	・ 「古物商許可申請について」	北海道警察釧路方面本部生活安全課 生活安全担当補佐 太田 俊一	9

平成12年度行政書士試験の実施について

行政書士試験は、今年から(財)行政書士試験研究センターが実施します。

- 試験期日 平成12年10月22日(日) 午後1時から午後3時30分まで
- 試験場所 (道内関係)
 - ・ 北海学園大学豊平校舎
 - ・ 道北経済センタービル(旭川商工会議所)
 - ・ 函館市水産物地方卸売市場
 - ・ 釧路公立大学
- 試験案内及び受験願書の配布 平成12年8月1日(火)から
 - 配布場所 (財)行政書士試験研究センター
 - (道内関係) 北海道総合企画部地域振興室市町村課、各支庁地域政策部振興課
北海道行政書士会
- 受験願書の受付 受付期間 平成12年8月15日(火)から9月5日(火)まで
受付場所 (財)行政書士試験研究センター

※行政書士試験に関するお問い合わせは、財団法人行政書士試験研究センターへ
〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 TYビル7F TEL:03-5725-7460

表紙のことば

「海の日」の白鳥大橋

海のまち、室蘭にある白鳥大橋は、白鳥湾をまたぎ、橋長1,380mの東日本最大の吊り橋である。

主塔高は海上から約140mあり、北国の厳しい自然を考慮した工法で建設されている。夜になると風力発電で大橋がライトアップされて、幻想的な世界を体験することが出来ます。

まちの新名所として多くの観光客も訪れ、白鳥大橋記念館〈みたら〉とともに室蘭の魅力となっている。

記念館では、昭和56年度に白鳥大橋の事業が着手された後、完成・開通に至るまでの大工事に関する資料等の展示がされ、室蘭港の歴史と未来を広く紹介している。

夏に向けて是非ドライブスポットとしておすすめ場所です。

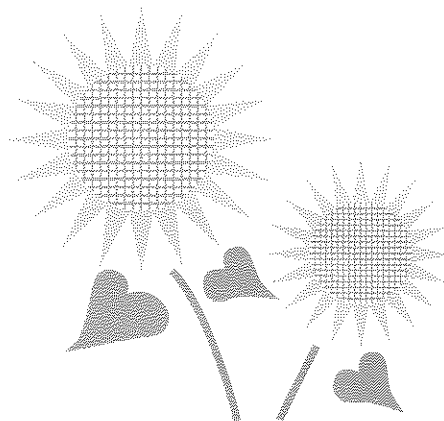
(写真・文：佐々木ひとみ)

【新編集委員の紹介】

田中浩貴

皆様によりよい情報をご提供できるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

次号の記事の締切は8月末日です。



忙●中●閑●有

ようやく夏らしい暑さが感じられるようになりましたが、それと共に、パソコンや周辺機器に囲まれて灼熱地獄の予感も感じられます。(エアコンは必需品でしょうか。)こう暑いとボーっとして、処理能力の低下の結果、仕事に追われる毎日。悪循環かと思いきやそうでもない。

というのも、私のノートPC(HDもいっぱいメモリも増設不可。故に処理能力が遅い)は、入力と処理までにタイムラグがあっという間にいらしがち。その間、ボーっとしてしまうのですが、漠然と「自分の夢、理想」などを思い返し、今の現状を省みたりする。また、そのときになにげに考えていることが、本業やその他の活動で今後の展開により発想を与えてくれるからです。

先日VBA関連で知り合った方からのメール。「(日本中で、又は世界中で世の中をより良く変えていこうと頑張っている人々の)様々な動きも、最終的には何かに取れんされるのだと思います。いろんな動きが何に結実されるのか。楽しみでならないんです！」一人一人の小さな夢も重なり合って大きな力となる様を想像すると、楽しくこの夏を乗り越えられそうです。

(文 田村丈生)

2000.7.第239号 平成12年7月25日発行

発行人 佐藤良雄
編集人 佐々木ひとみ
編集委員 田村丈生
編集委員 成田眞利子
編集委員 田中浩貴
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号060-0001
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番